

# 令和6年度 岐南町提案型協働事業補助金募集要項

## 【提案型協働事業補助金とは】

協働のまちづくりを推進し、地域の多様な課題を解決するため、新たな発想及び手法を提案し、町と協働して主体的に事業を行うものに対して、事業の実施に必要な経費（別表）の総額から、事業収入を除いた額の範囲内で、1事業につき上限額15万円を補助するものです。ただし、新年度予算で認められた範囲内に限られますので、希望に添えない場合もあります。

## 1.対象団体

町内に活動拠点があり、自主的にまちづくりに貢献する団体で、町民を含む5人以上で構成されていること。

## 2.対象事業

次の要件を全て満たしている事業が対象です。

- ・町内で行われる公益的な事業であり、地域の課題解決につながる事業
- ・具体的な効果及び成果が期待でき、町民サービスの向上が図られる事業
- ・町と団体等の役割分担が明確かつ妥当であり、協働することで、相乗効果が期待できる事業
- ・団体の特性を生かした新たな発想による事業
- ・計画や予算が適正であり、提案した団体が実施する事業

### 団体提案型事業

団体等が具体的な提案を行い実施する事業

## 3.応募期間

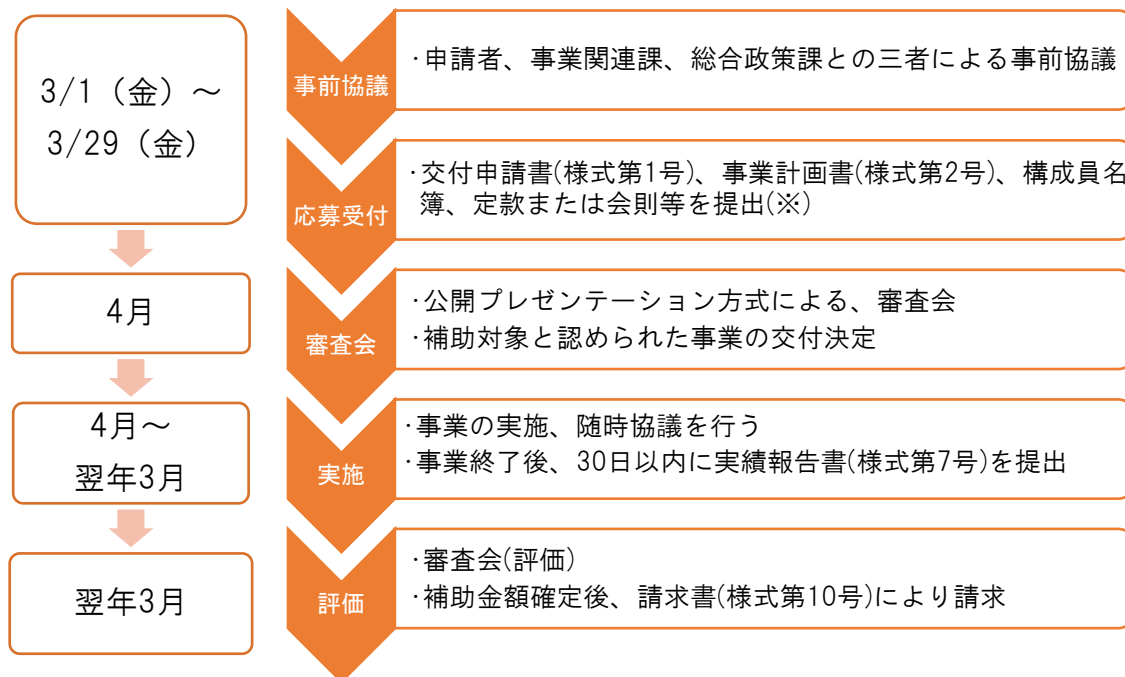
令和6年3月1日（金）～令和6年3月29日（金）

## 4.実施期間

単年度を原則とし、通算3年を限度として事業を実施することができます。



## 5.事業スケジュール



※申請書等の提出前に総合政策課との事前協議を済ませてください。

## 6.公表

実施された事業については、ホームページや広報紙等で、公表します。

## 7.書類の保存

実施された事業に係る書類は、事業の翌年度以降5年間保存してください。

●問合せ・申請先 岐南町役場 総合政策課 ☎247-1335 ✉seisaku@town.ginan.lg.jp



## 補助対象経費

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
謝礼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部の者（講師等）への事業協力に対する謝礼（1人上限2万円）</li> <li>・ 物品借用に伴うお礼（菓子折り程度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業の事業者および共催団体に属する者へのお礼（品物も含む）</li> </ul>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に伴い移動した際の交通費（自家用自動車を使用して移動した際の交通費の単価は、岐南町職員等の旅費に関する条例の「車賃」に準じ37円/kmの範囲とする。）</li> </ul> ※実績報告時に走行距離のわかるものを提出すること。	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に必要な用紙代、事務用品の購入費等</li> </ul>	
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施に伴う飲料代（1人150円以内）</li> <li>・ 事業の実施に必要な食事代（1人500円以内）</li> </ul>	
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に伴い作成されたポスターや資料などの印刷代、コピー代</li> </ul>	
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に必要な郵送料、運搬費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話代</li> </ul>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設使用料（会議室、集会室など）</li> <li>・ バス等の借上料</li> </ul>	
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に必要な原材料費</li> </ul>	
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録等各種証明書手数料</li> </ul>	
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント保険やボランティア保険等の掛金</li> </ul>	
取材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取材に必要な入場料や飲食費等</li> </ul>	

※団体の維持にかかる経常的な経費（会員に対する報償費、謝礼、旅費等）や団体の事務所を維持する経費は、補助対象外とする。

